市内　障がい福祉団体・当事者支援団体など

団体名	代表者連絡先	内容
四街道市身体障害者福祉会	☎090-8845-8822	福祉サービスの情報収集やレクリエーションの場
四街道市手をつなぐ親の会	☎043-423-6279	知的に障がいのある方の活動の場
オストメイト友の会	☎043-422-4497	人工肛門・人工膀胱保有者の会
四街道市肢体不自由児父母の会	☎043-236-1689	肢体不自由のお子さんを持つ親の情報交換の会
リウマチ友の会	☎043-432-5289	リウマチ性疾患を有する者の情報交換の会
四街道市聴覚障害者協会	FAX：043-432-6321	聴覚障がいのある方の交流の場
クレパスの会	✉ j-oey7325@ymbile.ne.jp	心身にハンディキャップのある子の親の会
チームこころのアイ （千葉県聴覚障害者福祉協会四街道支部）	☎090-4944-9491	視覚障がいのある方のくらしと生活の悩みについて 情報交換の場
四街道友愛の会	☎043-421-3886	視覚障がいのある方とボランティアとの交流・誘導実習
福祉ショップこんぺいとう	☎043-433-5810	ボランティアとともに喫茶・軽食を提供する 社会参加の場
よつかいどう不登校支援ネット	☎080-1077-4394	不登校の子どもや保護者を支援する市内の団体
	おしゃべり会：毎月第1、第3火曜日　9時から12時 千代田5-4　地域福祉館	
おひさまクラブ	☎090-3220-2925	不登校児童とその親を中心に不登校を通じてわかり あい、共感しあう仲間との出会いの場を提供する場
	おひさまクラブ：毎月第1金曜日　10時から14時　千代田5-58-21　千代田ちょこっとサロン	
心のボランティア　オアシス	☎043-421-6300	こころに病のある方の居場所と仲間作りの場
	憩いの場「オアシス」：毎月第2、第4水曜日　13時から16時 千葉県四街道市鹿渡無番地　総合福祉センター3階	
発達支援サークル すてっぷ	☎090-4459-9112	ピアサポート、情報交換
	奇数月 わろうべの里で活動	



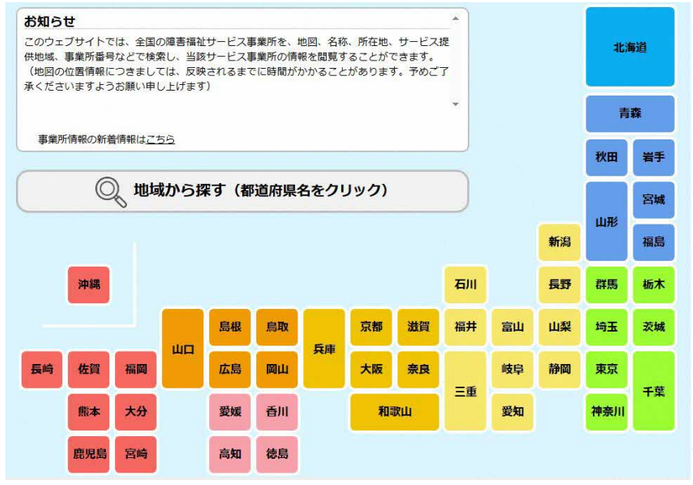
障害福祉サービスの種類

【障害福祉サービス】	
居宅介護（ホームヘルプ） 自宅での身体介護や家事援助、通院等の移動における支援を行います。	重度訪問介護 重度の障がいで常に介護を必要とする方に、自宅での介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護 視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。	行動援護 自己判断能力が制限されている方が外出する時に、危険を回避するために必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援 介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	生活介護 日中において、常に介護を必要とする方に、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会の提供を行います。
自立訓練（機能訓練、生活訓練） 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な 訓練を行います。	就労選択支援 就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援します。
就労移行支援 一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労継続支援（A型、B型） 一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援 一般就労移行した人に、就労と就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。	療養介護 医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行います。
短期入所（福祉型、医療型） 自宅で介護する方が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	共同生活援助（グループホーム） 共同生活を行う住居で、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援 夜間や休日において、施設に入所している方に、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	自立生活援助 一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により、日常生活における課題を把握し、必要支援を行います。
計画相談支援 サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整等を行います。	地域移行支援 障がい者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の方等を対象として、地域生活へ移行するための支援を行います。
地域定着支援 居宅において単身で生活している障がいのある方等を対象に、常時連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行います。	

【障害児福祉サービス】	
児童発達支援 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。 児童福祉法改正により、児童発達支援センターの類型（福祉型、医療型）が一元化されました。	放課後等デイサービス 障がいのあるお子さんに対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。
保育所等訪問支援 保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	居宅訪問型児童発達支援 重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援 障害児支援利用計画を作成、サービス事業者との連絡調整等を行います。	

WAMNET

WAM NET（ワムネット）
WAM NETは、独立行政法人 福祉医療機構が運営する総合情報提供サイトです。
全国の障害福祉サービス事業所の情報を、地図、名称、所在地、事業所番号などで検索することができます。
QRコードよりご覧になることができます。



四 街 道 市

つながる サポートガイド

～医療的ケア児者とその家族の方へ～



四街道市では、子どもから大人まで障がいの有無にかかわらず、暮らしやすいまちづくりに取り組みます。
お困りごとなどがございましたらご相談ください。

令和8年10月　四街道市医療的ケア児等支援協議会　作成

在宅移行期・未就学児期	学齢期	卒　業　後

医療・保健・子育て

保育・教育・障がい福祉

県事業

通院・訪問診療・訪問看護・訪問リハビリテーション

【総合窓口】四街道市障がい者基幹相談支援センター

■ 障がいのある人や家族、地域住民や関係機関の「どこに相談したらよいかわからない」「何をどう進めてよいかわからない」という相談をお聞きして、一緒に手だてを考えながら、継続支援を行う委託相談支援事業所や指定相談支援事業所、その他の機関につなぎます。 →四街道市障がい者基幹相談支援センター　043-308-4700

【総合窓口】四街道市こども家庭センター

■ 乳幼児の発育・発達や子育て、妊娠期からの家族の健康相談など
→ 健康増進課　043-421-6100

■ 家庭や子育ての悩み、困りごとなど
→ 子育て支援課　043-420-7520

■ 子どもを預けたい、こども誰でも通園制度、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、居宅訪問型保育、病児病後児保育などの利用相談
→ 保育課　043-420-7526

【総合窓口】四街道市教育委員会

■ 入学・進学・生活上の困りごとの相談　→指導課　043-424-8925
入学や教育に関して個別相談、特別支援学級や特別支援学校の見学、体験希望など

■ 不登校・行きしぶりの相談　→市青少年育成センター　043-423-0066

■ 特別支援学校に関する相談
→　千葉県教育庁統一ダイヤル　0120-23-1008
千葉県総合教育センター特別支援教育部　043-207-6025

■ ＜24時間365日いつでもOK＞
千葉県子どもと親のサポートセンター　0120-415-446
児童生徒に関することについて、いつでも、どんなことでも相談できます。

■ 発達・障がいの相談　→ 障がい者支援課　043-421-6122
お子さんの成長や発達の心配事、入学に際しての不安、緊急的な預かりの相談、各種障害福祉サービス、日常生活用具等の申請、決定や障害者手帳の申請、交付など

児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・地域生活支援拠点等
→ 障がい者支援課　043-421-6122

■ 放課後や長期休暇中に通所する場所(こどもルーム)の相談 → 保育課 043-420-7526

障がい児通所支援（療育が受けられる場所）
→四街道市児童デイサービスセンター「くれよん」　043-433-6301
心身の発達に心配のあるお子さんが、日常生活における基本的な動作や、集団生活への適応などを保護者と一緒に学ぶ場所です。

放課後等デイサービス事業所（就学後～）放課後や長期休暇中に利用できる通所支援など
→ 障がい者支援課　043-421-6122

ヘルパーによる居宅介護（入浴・排泄・食事の介護等）・短期入所
→ 障がい者支援課　043-421-6122

■ 相談支援専門員への相談（相談支援事業所）
退院後の医療的ケア児等のコーディネート、障がいのある方やそのご家族の日常生活や福祉サービス利用に関する相談に応じ、必要な情報提供や支援を行います。

下段の「相談支援事業所」をご覧ください　↓↓↓

四街道市医療的ケア児等支援協議会（障がい者支援課）
四街道市に暮らす医療的ケア児等の地域課題について支援に携わる保健、医療、福祉、教育、子育て、当事者団体等の関係者で構成し、協議や検討を行っています。

○ 千葉県医療的ケア児等支援センターぽらりす　043-291-1831
医療的ケア児に限らず、重症心身障害児者を含めたご本人、ご家族、支援者への相談支援を行っています。

○ 在宅難病患者の一時入院事業　印旛保健所　043-483-1135
家庭での介護者等が休息、又は事故等の理由により介護が出来なくなった場合に、病院への短期入所や訪問看護師の派遣を行っています。

■ 民間が運営するサポート団体については、本リーフレット裏面をご覧ください。

ご活用ください！

■ **にじいろサポート（相談支援ファイル）**　乳幼児からの情報をファイルにすることで、一貫した支援を受けることができます。

四街道市役所　障がい者支援課
☎ 043-421-6122

調査・審査

相談支援事業所による計画作成

市委託障害者相談支援事業所 ひだまり
四街道市鹿渡無番地
福祉センター分館
☎ 043-304-2828
FAX 043-424-6707

市委託障害者相談支援事業所 ほほえみ
四街道市和良比635-4
南部総合福祉センターわろうべの里内
☎ 043-420-5388
FAX 043-420-5389

障害者就業・生活支援センター（就職するなら明朗塾）
八街市八街ほ244-62
☎ 043-488-5498
FAX 043-488-5498

ハローワーク千葉
千葉市美浜区幸町1-1-3
☎ 043-242-1181
FAX 043-242-1163

ちば地域若者サポートステーション
千葉市美浜区幕張西4-1-10
☎043-351-5531
MAIL:chibasapo@hisyo-work.com

介護給付
日中活動
生活介護　など
居住
施設入所　など

訓練等給付
日中活動
就労移行支援　就労継続支援（A・B型）　自立訓練　地域活動支援センター　就労選択支援など
居住
グループホーム　など

一般就労または障がい者雇用枠での就労

● 障害年金について
病気や怪我で生活や仕事が制限される場合に、現役世代の方も受給できる年金です。
申請に関するご相談などは市国保年金課または幕張年金事務所へお願いいたします。

初診日が国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業、学生、無職）期間中、20歳前の期間または60歳以上65歳未満の年金制度に加入していない期間中の場合
国保年金課：☎043-388-8400　FAX：043-424-8931
初診日が厚生年金保険者期間中、または国民年金第3号被保険者（厚生年金保険被保険者の配偶者）期間中の場合
幕張年金事務所：☎043-212-8621　FAX：043-273-4511

ふくしの総合相談窓口

従来の支援体制では対応が困難な、複合化・複雑化した支援ニーズに対して、属性を問わない包括的な支援体制を推進します。

ふくしの総合相談窓口
☎：043-308-8070
FAX：043-424-6707
メール：
sougousoudan@yotsukaido-shakyo.or.jp

障がいに関する相談

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業所や関係機関と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担います。

四街道市障がい者基幹相談支援センター
☎：043-308-4700
FAX：043-308-4710
メール：kikan@yotsukaidofukushikai.com

その他の相談について

内容	事業所名	住所	電話	FAX
精神障がいについて、（交流の場の提供や相談）	成田地域生活支援センター	成田市本三里塚226-13	0476-35-7771	0476-40-4182
夜間休日の精神科救急受診先に関する相談	千葉県総合救急災害医療センター	千葉市美浜区豊砂6-1	043-239-3355	-
18歳までのお子さんに関すること	千葉県中央児童相談所	千葉市稲毛区天台6-5-2	043-253-4101	043-253-9022
18歳以上の方の相談について	千葉県中央障害者センター	千葉市緑区誉田町1-45-2	043-291-6872	043-291-8488
福祉の総合相談窓口	いんば中核地域生活支援センター　すけっと	佐倉市王子台4-28-12 第一ビル2階	043-308-6325	043-460-9045
発達障がいについて	千葉県発達障害者支援センターCAS	千葉市中央区中央 2-5-1千葉広小路ビル 601	043-227-8557	043-227-8559
差別相談について	印旛健康福祉センター　地域福祉課	佐倉市鏑木仲田町8-1 印旛合同庁舎	043-486-5991	043-486-2777
医療的ケア児について	千葉県医療的ケア児等支援センター ぽらりす	千葉市緑区誉田町1-45-2	043-291-1831	-

障がい福祉の手続き

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請、交付や各種障害福祉サービス等の申請、決定などを承ります。

四街道市役所　障がい者支援課
☎：043-421-6122
FAX：043-421-2676
メール：
yshogai@city.yotsukaido.chiba.jp

相談支援事業所　障害福祉サービス利用について（サービス計画作成）

事業所名	住所	電話	FAX	障がい者	障がい児
障害者相談支援事業所ひだまり	四街道市鹿渡無番地　福祉センター分館	043-304-2828	043-424-6707	○	○
障害者相談支援事業所ほほえみ	四街道市和良比635-4 南部総合福祉センターわろうべの里内	043-420-5388	043-420-5389	○	○
相談支援事業所らしんばん	四街道市栗山740　青空協同組合内	043-308-5808	043-308-5808	○	○
あおい	四街道市たかおの杜15-5	043-312-0183	043-312-0182	○	○
下志津病院相談支援事業所かけはし ※1	四街道市鹿渡934-5	043-422-2511	043-421-3007	○	○
障害児相談支援事業所こころ(心)	四街道市大日198-33	080-9706-7650	043-297-2490		○
相談支援事業所　緑　※2	四街道市上野195-1	043-432-2851	043-432-8585	○	○
スマイルハート相談支援事業所四街道	四街道市和良比256-20 赤池アパート 201	080-3500-4502	043-312-0601	○	○

※1　重症心身障がい、筋ジストロフィー等の方が対象となります。
※2　社会福祉法人翠昂会が運営する施設に入所されている方のみ対象となります。

障害者手帳（身体・知的・精神）

・身体障害者手帳とは
身体に障がいのある人が、各種サービスや支援を受けるのに必要な手帳です。障がい者支援課に申請し、県で審査・交付します。
・療育手帳とは
知的障がいの子どもが各種の支援を受けるために必要な手帳です。障がい者支援課に申請し、児童の場合は中央児童相談所、18歳以上の方は障害者相談センターで判定、交付します。
・精神障害者保健福祉手帳とは
精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある人が障がい者支援課に申請し、千葉県精神保健福祉センターで判定、交付します。